

「第二種特定鳥獣管理計画の一部改正（案）」に対する意見提出手続（パブリックコメント）の結果と御意見・御提言に対する宮城県の考え方

令和7年8月6日

宮城県では、「第二種特定鳥獣管理計画の一部改正（案）」について、令和7年6月27日から令和7年7月28日の間、ホームページ等を通じ県民のみなさまの御意見等を募集しました。

この結果、次の貴重な御意見をいただきました。

いただきました御意見につきましては、この計画改定の参考とさせていただきます。御協力ありがとうございました。

箇所	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
<p>7 管理の実施 (1) 個体数管理 ウ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項 (ア) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目的</p>	<p>近年活動範囲の拡大が起きている原因を記載いただきたい。 原因の一つが生息地の減少によるものであれば、6(1)の基本目標実現に向けた対策をとっていただきたい。</p>	<p>活動範囲の拡大は同計画1(2)に記載している人里に出没する理由と概ね同義として捉えておりますので、現行の記載のままとさせていただきます。 なお、実際の活動範囲の拡大については様々な原因が複合的に作用していることと認識しておりますので、関係各課と連携しながら目標の実現に向けて取り組んでまいります。</p>
	<p>クマの捕獲にあたる関係者、特に市町村の担当の方が捕獲現場で無防備であることが心配である。ご自分の身を守る装備や、対応策を考えていただく機会をつくる研修などを実施し、二次被害防止に努めていただきたい。</p>	<p>例年ツキノワグマの出没時の対応に係る訓練を関係者一同参集し、実施しております。その際に危険性を十分周知するよう努めてまいります。</p>
	<p>環境 DNA 調査等を用い、県内のクマの生息状況を把握し、住民への注意を呼び掛けていただきたい。</p>	<p>現在、当課ホームページで「クマ目撃等情報マップ」を公表しており、目撃地点の情報を掲示しております。また、クマへの注意が必要な時期に SNS 等を活用した周知活動を行っております。 引き続き、現行の対応方法により注意喚起に努めるとともに、有効な周知方法について検討を進めてまいります。</p>

<p>7 管理の実施</p> <p>(1) 個体数管理</p> <p>ウ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項</p> <p>(エ) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標</p>	<p>クマの生息場所である森林内で問題行動をしていない熊を捕獲することに反対で、捕獲によらない官民一体の取り組みについて強化していただきたい。</p> <p>目先の捕獲だけでは解決しない問題であり、シカやイノシシのような生息数が多い種類のものと同列に扱うものではなく、生息環境を守るなど総合的に対策を講じていく必要があるのではないか。</p>	<p>県内に生息するツキノワグマ地域個体群の長期にわたる安定的な維持、人身被害の防止及び農林水産業等における被害の軽減を図り、人とツキノワグマが共存する社会の構築を目指すことが当該管理計画において掲げる基本的な考え方となります。</p> <p>そのため、現計画においては捕獲上限数を設定し、個体数水準の維持を図っております。</p> <p>一方で、当該捕獲事業は環境省の「クマ類による被害防止に向けた対策方針」にのっとり、人の生活圏周辺の緩衝地帯において、人の生活圏への出没を未然に防止する目的で、個体数管理を行う事業となります。</p> <p>県内市町村から報告されるクマ目撃等情報によると、人の生活圏への出没も散見されることから、未然に防止するための対策が必要であるため、事前に調査を実施し、過度な捕獲を避けながら事業を実施したいと考えております。</p> <p>また、ご指摘のとおり捕獲によってすべてが解決するものだとは認識しておりません。関係各課と連携しながら、必要な対策を講じてまいります。</p>
---	---	--